

古賀市下水道事業経営戦略

団	体	名	:	古賀市	
事	業	名	:	農業集落排水事業	
策	定	日	:	平成 30 年 10 月	
計	画	期	間	:	平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度供用開始(14年経過) 小山田甕水センター 平成29年度供用開始(1年経過) 小野北部甕水センター	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法非適用 (平成31年度地方公営企業法全部適用予定)
処理区域内人口密度	64.0人/h a	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	2処理区 小山田処理区、藪野・米多比処理区		
処 理 場 数	2箇所 小山田甕水センター(小山田地区農業集落排水処理施設):平成16年度供用開始 小野北部甕水センター(小野北部農業集落排水処理施設):平成29年度供用開始		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	筵内・久保地区、町川原・谷山地区については、農業集落排水事業による供用開始を当初検討しましたが、処理施設を建設せずに、公共下水道に接続しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方
 下水道使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高く設定する累進制をとる体系があります。本市は従量制(16㎡基本水量あり)の累進使用料制です。

改定前		(税抜)		現行(平成30年10月1日改定)		(税抜)			
基本使用料	超過使用料			汚水量	料金	基本使用料	超過使用料		
	摘要						摘要		
16㎡まで 2,000円	17㎡から	20㎡まで	1㎡ごとに	110円	16㎡まで 2,156円	17㎡から	20㎡まで	1㎡ごとに	119円
	21㎡から	40㎡まで	1㎡ごとに	135円		21㎡から	40㎡まで	1㎡ごとに	145円
	41㎡から	60㎡まで	1㎡ごとに	160円		41㎡から	60㎡まで	1㎡ごとに	172円
	61㎡から	100㎡まで	1㎡ごとに	170円		61㎡から	100㎡まで	1㎡ごとに	183円
	101㎡から	200㎡まで	1㎡ごとに	180円		101㎡から	200㎡まで	1㎡ごとに	194円
	201㎡から	1,000㎡まで	1㎡ごとに	195円		201㎡から	1,000㎡まで	1㎡ごとに	210円
	1,001㎡から	2,000㎡まで	1㎡ごとに	200円		1,001㎡から	2,000㎡まで	1㎡ごとに	216円
	2,001㎡以上		1㎡ごとに	205円		2,001㎡以上		1㎡ごとに	221円

量水器の設置がない井戸水使用の場合は古賀市下水道条例施行規則第36条による認定水量を基に使用料を算定しています。

古賀市下水道条例施行規則第36条(1ヶ月)

用途 / 世帯 人員	家庭用 雑排水	水洗 トイレ	風呂	認定 水量 1か月
1人	5m ³	1m ³	1戸につき 4m ³	10㎡
2人	8m ³	1m ³		13㎡
3人	12m ³	2m ³		18㎡
4人	14m ³	4m ³		22㎡
5人	16m ³	5m ³		25㎡
6人	25m ³ に、5人を超えて1人増えるご			27㎡
7人	とに2m ³ を加算して得た量			29㎡

2か月(税込)

認定 水量 2か月	改定前	現行 (平成30年 10月1日改定)
20㎡	2,630円	2,840円
26㎡	3,510円	3,780円
36㎡	4,960円	5,340円
44㎡	6,240円	6,710円
50㎡	7,270円	7,830円
54㎡	7,970円	8,570円
58㎡	8,660円	9,310円

業務用使用料体系の概要・考え方

該当なし

その他の使用料体系の概要・考え方

該当なし

条例上の使用料*2
(20㎡あたり)
※過去3年度分を記載

平成27年度	2,630	円
平成28年度	2,630	円
平成29年度	2,630	円

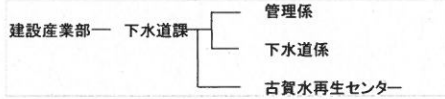
実質的な使用料*3
(20㎡あたり)
※過去3年度分を記載

平成27年度	2,650	円
平成28年度	2,786	円
平成29年度	2,831	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成30年4月1日現在、下水道課長以下14名で構成されています。 内訳としては、主に公共下水道・農業集落排水使用料及び受益者負担金分担金に関することや特別会計の予算、決算業務を行う管理係に5名、主に公共下水道(汚水・雨水施設)及び農業集落排水施設の整備、維持管理に関する業務を行う下水道係に7名、古賀水再生センターの施設管理として場長を配置しています。
事業運営組織	<p>(平成30年4月1日現在の組織構成)</p>  <pre> graph LR A[建設産業部 下水道課] --- B[管理係] A --- C[下水道係] A --- D[古賀水再生センター] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設・ポンプ施設の維持管理等業務等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙に添付する「平成28年度経営分析表」とおりです。

経営比較分析表（平成28年度決算）

福岡県 古賀市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
業務名 法非通用	業種名 下水道事業	事業名 農業業排水	類似団体区分 F3	管理者の情報 非設置	人口(人) 58,499	面積(km ²) 42.07	人口密度(人/km ²) 1,390.52
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	処理区域内人口(人) 330	処理区域面積(km ²) 0.11	処理区域内人口密度(人/km ²) 3,000.00
-	該当数値なし	0.56	91.00	2,770			

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

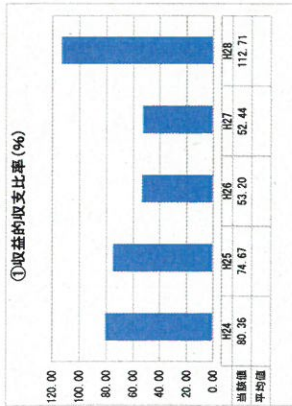
【】平成28年度全国平均

分析欄

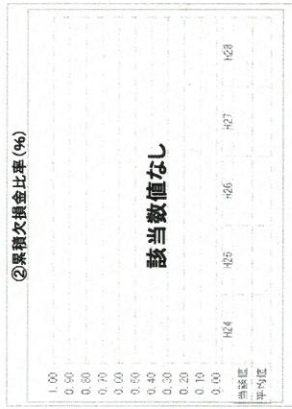
1. 経営の健全性・効率性について

現行の採用処理区は、小規模の処理区が1か所のみであり、また、平成29年度採用開始の管理・処理施設を建設中で投資先行の状況にあるため、類似団体平均値及び全国平均値と比較すると事業効率が低い状況にある。平成27年度に実施した使用料の増額改定による収入の増及び今後の採用開始による使用料収入の増加も見込まれることから、経費回収率については改善していくものと思われる。

1. 経営の健全性・効率性



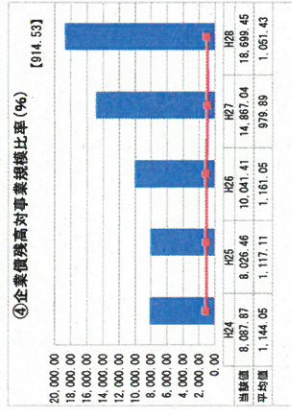
【単年度の収支】



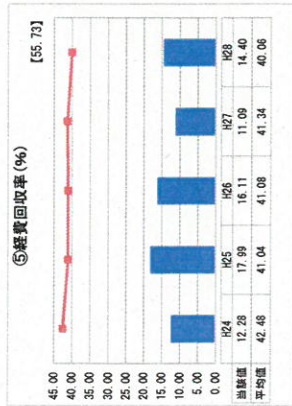
【累積欠損】



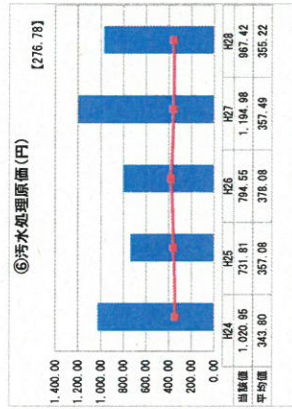
【支払能力】



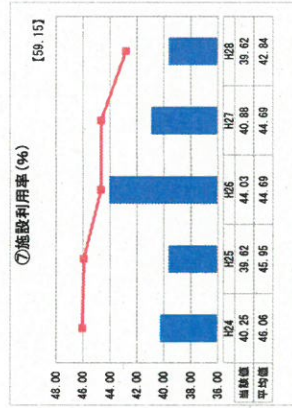
【債務残高】



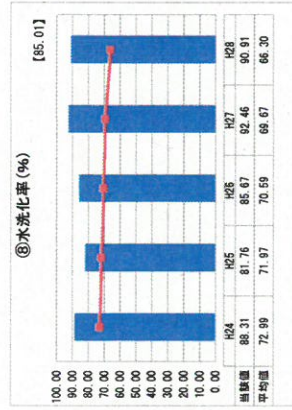
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】



【施設の効率性】



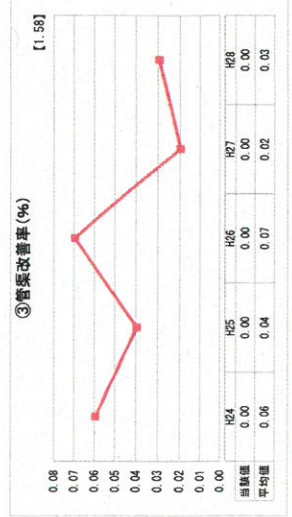
【使用料対象の捕足】



【施設全体の減価償却の状況】



【営業の経年化の状況】



【営業の更新投資・老朽化対策の実施状況】

2. 老朽化の状況

2. 老朽化の状況について

現行施設は平成12年度から施工された比較的新しい施設であり、老朽化には至っていない。

全体総括

現在投資先行の状況にあり、事業効率は低いものの、処理区が小規模であることから、採用開始後においては早期の稼働を促進し、使用料収入の確保に努め経営の健全化を図る。また、平成31年度からの企業会計移行により経営状況と財政状況を明確化し、下水道事業の経営基盤強化と持続可能な運営を目指す。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成24年度から平成29年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債務高対事業総額比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

市民の生活環境の確保と公共水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備に取り組み、市全域の水洗化を図ります。また、既存下水道施設の機能維持による安定的な処理を行うため、老朽施設等について計画的な改築・更新に取り組み、公共水域の水質の維持に努めます。

・農業集落排水施設の整備

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ります。古賀市汚水処理構想では、小山田地区、薦野・米多比地区、薬王寺地区について農業集落事業で整備していく方針です。未普及地区の解消に向けて、薦野・米多比地区については平成29年4月に処理施設の供用を開始し、今後も管渠の延伸を進め、順次供用開始をしていきます。また、薬王寺地区については、平成31年度から調査を開始し整備を進める計画をしております。

・農業集落排水事業の経営基盤強化

適正な経営管理を行っていくために資産の調査・評価を実施し公営企業会計を適用します。農業集落排水事業の資産、負債、経営状況等を議会や住民の方に明らかにし、経営の健全化や計画性・透明性の向上を図ることにより、経営基盤の強化に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本市の農業集落排水事業における投資計画では、薦野・米多比地区について整備完了を目指した管渠の延伸、及び薬王寺地区についての新設投資を計画しています。薦野・米多比地区については平成32年度まで管渠の整備を進め、汚水処理水洗化率の向上を目指します。また、未普及地区解消に向け薬王寺地区についても平成31年度から調査を開始し整備を進める計画をしております、平成38年度の供用開始を目指します。

② 収支計画のうち財源についての説明

本市の人口については少子高齢化が進んではいないものの、緩やかな増加にあります。一方で有収水量については、処理区域の拡大で一時的に増大しているものの、各家庭・事務所等での節水意識の向上と節水型の水洗機器類の増加のため使用水量と共に減少していくと予想されます。このような状況を踏まえ、農業集落排水施設使用料については、平成29年度に上下水道経営等審議会を開催し、適切な使用料について検討を行い、平成30年10月1日から7.7%増額となる料金改定を実施します。なお、平成31年度の消費税10%への増税のほか自然増は見込んでおりません。ただし、平成29年度からは未普及地区であった薦野・米多比地区の処理施設が供用開始されたため、管渠の整備が進み、順次接続されると見込んで計上しております。国庫補助事業については、建設改良事業に連動して推計しています。国庫補助率は50%で残額は地方債で見込んでいます。繰入金については、国が定める公営企業繰出基準の原則に従って推計しておりますが、収支の均衡を図るため、収支不足額を一般会計から繰り入れることとしています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、原則として過年度における実績に基づき、推計しています。ただし、薦野・米多比地区についての順次接続による使用料収入増と同様に、水洗化促進に係る費用や使用水量の増加に伴う汚水処理費、また、施設の維持管理費の増加も見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化や共同化は、近隣自治体との連携が必要となるものであり、また、それぞれの地域の実情に合わせて進めていく必要があります。そのため、取り組みが可能な業務・範囲等について、他の先進事例を参考に検討していきます。
投資の平準化に関する事項	小山田懸水センターについては、供用開始後14年が経過しており今後修繕・更新が必要となるため、未整備地区の管渠新設については、継続して工事を実施していきますが、単年度の突出した費用計上が生じないように計画的かつ効率的な新築・改築工事を実施し、経営の健全化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他の先進事例を参考に検討していきます。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成29年度に上下水道事業経営等審議会を開催し使用料の見直しを行い、平成30年10月より増額改定いたします。今後も本市の人口の推移や下水道施設の更新・老朽化対策を見据えた経営状況を分析することで、使用料の適正化を図ります。
資産活用による収入増加の取組について	事業規模も小さく活用できる資産も少ないですが、他の先進事例を参考に、本市の実態に即した資産活用による収入増加手法について検討していきます。
その他の取組	建設改良事業の実施に当たっては、補助事業の活用や地方債の発行により、適正な財源確保を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他の先進事例を参考に、包括的民間委託等の民間委託について検討していきます。
職員給与費に関する事項	包括的民間委託や水道課との組織統合等を検討しながら、組織の効率化と経費の節減を図ります。
動力費に関する事項	処理施設・マンホールポンプ等各施設、設備の効率的な運転管理を行い、更新時期には省エネルギー機器の導入を図りながら経費の節減を図ります。
薬品費に関する事項	経費節減のため単価契約を実施しているところですが、より安価かつ高度な性能を有した薬品がないか模索していきます。
修繕費に関する事項	比較的新しい施設ですが、小山田懸水センターは供用開始後14年が経過しているため、単年度の突出した費用計上が生じないように計画的な修繕を行います。
委託費に関する事項	他の事業と合わせて委託できるものはないか、また、包括的に民間委託できるものはないか等検討しながら、事務の効率化と経費の節減を図ります。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、経営比較分析表等を用いて進捗管理(モニタリング)を行い、3~5年ごとにストックマネジメント計画や事業計画の変更等を踏まえた見直しを行います。計画と実績の乖離が著しい場合には実情を踏まえながら、投資・財政計画を再検証し、経営の健全化や経営基盤の強化に努めます。
---------------------	---

収支計画(※)

(単位:千円,%)

区分	年度	年												
		28年度 (決算)	29年度 (決算見込)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	
収益的収入	1 総収入	34,759	52,906	61,173	63,991	64,004	59,887	65,871	77,732	88,568	92,049	95,168	104,948	
	(1) 営業収入	2,915	10,900	25,898	28,583	32,783	34,772	35,523	35,873	36,101	36,289	38,271	39,929	
	ア 料収入	2,915	10,900	25,898	28,583	32,783	34,772	35,523	35,873	36,101	36,289	38,271	39,929	
	イ 受託工事収入													
	ウ その他													
	(2) 営業外収入	31,844	42,006	35,275	35,408	31,221	25,115	30,348	41,859	52,467	55,760	56,897	65,019	
	ア 他会計繰入金	7,800	18,112	16,740	19,523	24,695	27,818	31,300	39,323	44,981	48,704	49,841	56,441	
	イ その他	24,044	23,894	18,535	15,885	6,527	△ 2,703	△ 951	2,536	7,486	7,056	7,056	8,578	
	2 総費用	21,962	45,032	73,976	61,084	60,047	57,171	57,065	57,454	59,757	60,254	63,089	63,329	
	(1) 営業費用	12,313	33,348	55,643	39,755	37,445	34,855	34,855	34,855	34,855	36,155	37,340	36,430	
ア 職員給与														
イ 退職手当														
(2) 営業外費用	12,313	33,348	55,643	39,755	37,445	34,855	34,855	34,855	34,855	36,155	37,340	36,430		
ア 支払利息	9,649	11,684	18,333	21,329	22,602	22,316	22,210	22,599	23,602	24,599	25,749	26,899		
イ うち一時借入金利息	9,649	11,684	16,233	21,329	22,602	22,316	22,210	22,599	23,602	24,599	25,749	26,899		
うち一時借入金利息			84	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
イ その他	2,100		2,100											
3 収支差引	(A)-(D)	12,797	7,874	△ 12,803	2,907	3,957	2,716	8,806	20,278	28,811	31,795	32,079	41,619	
資本的収入	1 資本的収入	650,916	438,905	385,053	237,772	52,374	83,331	156,777	259,121	260,585	287,241	287,933	63,916	
	(1) 地方債	342,700	232,100	202,400	101,100	2,750	24,200	63,700	119,050	114,500	131,600	133,600	12,100	
	(2) 他会計補助金	490	11,336	28,059	35,425	34,579	51,840	53,637	43,009	39,451	41,321	43,548	46,439	
	(3) 他会計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金	298,924	169,785	122,000	83,000	2,500	3,300	38,300	96,150	95,800	107,250	107,250	1,500	
	(6) 工事負担金	8,802	25,684	32,594	18,247	12,545	3,991	1,140	912	10,834	7,070	3,535	3,877	
	(7) その他													
	2 資本的支出	658,387	433,538	375,250	228,217	56,331	86,047	165,583	279,399	289,396	319,036	320,012	105,535	
	(1) 建設改良費	649,511	416,884	352,892	204,000	27,000	43,000	113,000	221,000	221,000	246,000	246,000	30,000	
(2) 地方債償還金	13,512	16,352	16,992	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000		
(3) 他会計長期借入金返還金	8,876	16,654	22,358	24,217	29,331	43,047	52,583	58,399	68,396	73,036	74,012	75,535		
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他														
3 収支差引	(F)-(G)	△ 7,471	5,367	9,803	9,555	△ 3,957	△ 2,716	△ 8,806	△ 20,278	△ 28,811	△ 31,795	△ 32,079	△ 41,619	

収支計画(※)

区分	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収支再差引	(E)+(I)	5,326	13,241	△ 3,000	12,462	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	740	6,066	3,000									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	6,066	19,307	0	12,462	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	210											
実質収支	(P)	5,856	19,307	0	12,462	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)	0											
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$												
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	2,915	10,900	25,898	28,583	32,783	34,772	35,523	35,873	36,101	36,289	38,271	39,929
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$												
他会計借入金残高	(W)												
他会計借入金残高	(X)	1,273,572	1,489,018	1,669,060	1,745,943	1,719,362	1,700,515	1,711,632	1,772,283	1,818,387	1,876,951	1,877,975	1,813,516

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分		7,800	18,112	16,740	19,523	24,695	27,818	31,300	39,323	44,981	48,704	49,841	56,441
うち基準内繰入金		7,800	18,112	16,740	19,523	24,695	27,818	31,300	39,323	44,981	48,704	49,841	56,441
うち基準外繰入金													
資本的収支分		490	11,336	28,059	35,425	34,579	51,840	53,637	43,009	39,451	41,321	43,548	46,439
うち基準内繰入金		490	490	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
うち基準外繰入金		0	10,846	27,559	34,925	34,079	51,340	53,137	42,509	38,951	40,821	43,048	45,939
合計		8,290	29,448	44,799	54,948	59,273	79,658	84,936	82,332	84,432	90,025	93,389	102,880

(※)平成30年度地方債同業等基準運用要綱第一の四の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たったの留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。